



# ご存知ですか？ 不当労働行為の審査制度



## ◇お問合せ先◇

### 広島県労働委員会事務局 審査担当

〒730-8511 広島市中区基町9-42（広島県庁東館7階）

電話 082-513-5164・5165

FAX 082-228-2075

E-mail roui@pref.hiroshima.lg.jp

【広島県労働委員会案内図】



広島電鉄・立町電停又は紙屋町東電停から徒歩3分  
アストラムライン県庁前駅・広島バスセンターから徒歩5分  
JR広島駅から約2km

### 広島県労働委員会ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouinkai/>

不当労働行為審査手続についての詳しい説明や、審査の実施状況、各種様式や記載例を掲載しています。

また、あっせんなど他の労使紛争解決手続についてもご紹介しています。

### 広島県雇用労働情報サイト わーくわくネットひろしま

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>

雇用・労働関係のイベント情報や、各種支援制度などを掲載した、広島県の雇用労働関係ポータルサイトです。

#### ◆ 労働委員会とは

労働委員会は、労働組合・労働者と使用者との紛争を解決するため、労働組合法によって設けられた行政機関で、委員(※)の合議によって公平に運営されています。

※ 委員は、学識経験者などの公益委員、労働組合の役員など労働者を代表する労働者委員、会社役員など使用者を代表する使用者委員それぞれ5名(計15名)で構成されています。

#### ◆ 不当労働行為とは

使用者が次の行為をすることは、不当労働行為として労働組合法第7条で禁止されています。

- ① 労働組合の組合員であることを理由として、解雇などの不利益取扱いをすること。
- ② 労働組合への非加入・脱退を雇用条件とすること。
- ③ 正当な理由なく団体交渉を拒否すること。
- ④ 労働組合の結成・運営について支配し、又は介入すること。
- ⑤ 労働組合の運営のための経費援助をすること。
- ⑥ 不当労働行為の救済申立てをしたことによる報復的解雇その他の不利益取扱いをすること。

#### ◆ 不当労働行為の審査制度とは

労働組合又は労働者から、不当労働行為を受けたとして救済の申立てがあった場合に、労働委員会は、その行為が不当労働行為に当たるかどうかを判断します。

**広島県労働委員会**

## 審査の流れ

### 申立て

#### <申立ての要件>

- ・ 労働組合、労働者又は使用者の住所地（事務所の所在地）もしくは不当労働行為が行われた場所が広島県であること。
- ・ 不当労働行為の日から1年以内の申立てであること。



#### <申立書の提出>

次の事項を記載して提出してください。

- ① 申立て年月日
  - ② 申立人・被申立人の住所・氏名
  - ③ 請求する救済内容
  - ④ 不当労働行為を構成する具体的事実
- ※ 労働組合は、資格審査を受けるための資料を併せて提出してください。

#### <審査委員・参与委員の選任>

公益委員から審査委員を選任し、労働者委員・使用者委員から申し出のあった参与委員とともに調査・審問を行います。

### 調査

#### <事務局調査>

事務局職員が現地に赴き、労働委員会制度及び審査手続を説明した上で、当事者の概況、事件の経過及び背景事情等を調査します。

#### <委員調査>

当事者、審査委員、参与委員及び事務局職員が出席し、非公開で行われます。

当事者は、準備書面及び書証を提出して主張・立証します。

#### <審査計画の策定>

審問開始前に、争点、証拠書類、審問を行う期間・回数、証人尋問の人数、命令書の交付時期等を記載した審査計画を策定し、当事者に交付します。



### 審問

#### <審問>

審問は、原則として、当事者双方、審査委員、参与委員、事務局職員が出席し、審理審問室において公開で行われます。

審査委員は、審査計画に基づき、証人尋問・当事者（申立人・被申立人本人）尋問を行い、証拠調べを行います。



#### <最後陳述>

これまでの調査や審問の全過程を振り返って、自己の主張や事実を整理するために、当事者双方は最後陳述を行います。

※ 書証等によって命令を発することが可能であれば、十分な陳述機会を与えた上で、審問を行わない場合があります。

### 命令書交付

#### <合議>

結審した後、使用者の行為が不当労働行為に当たるかどうかを公益委員全員で合議します。

#### <命令書の交付>

不当労働行為があったと認めた場合、申立人が請求する救済の全部又は一部を認容する救済命令を出します。

一方、不当労働行為が認められない場合、申立てを棄却する命令を出します。

#### <命令の効果>

命令の内容は、交付の日から効力が発生します。命令に不服がある場合、中央労働委員会へ再審査の申立てや、命令の取消しを求め行政訴訟の提起をすることができます。



### 審査の目標期間

広島県労働委員会では、審査の迅速化を図るため、救済申立てから事件終了までの期間の目標を1年と定めています。



### 和解・取下げ

#### <和解>

話し合いによって事件を円満に解決する意向がある場合には、和解によって事件を解決することもできます。当事者双方が自主的に和解することもできますし、労働委員会が当事者双方に和解を勧めることもあります。

#### <取下げ>

申立人は、命令書の写しが交付されるまでは、いつでも申立ての全部又は一部を取り下げることができます。

### 命令に対する不服

#### <再審査>

労働組合、労働者又は使用者は、中央労働委員会に再審査の申立てができます。ただし、命令書の写しが交付された日から15日以内に申し立てなければなりません。

#### <行政訴訟>

労働組合、労働者又は使用者は、命令の取消しを求めて行政訴訟を提起することができます。ただし、使用者は命令書の写しが交付された日から30日以内に、労働組合又は労働者は命令があったことを知った日から6か月以内に提起しなければなりません。